

群馬大学社会情報学部長適任候補者選考の取扱いについて

平成27. 1. 21

学部長裁定

(趣 旨)

第1条 群馬大学学部長等選考の取扱いについて（平成26年11月13日付け学長裁定）第6条により、学部長が学部長適任者を学長に推薦するに当たり実施する群馬大学社会情報学部長（以下「学部長」という。）適任候補者の選考について、必要な事項を定める。

(選考の時期)

第2条 学部長適任候補者の選考は、学長からの推薦の求めをもって学部長（学部長が不在の場合にあつては、群馬大学社会情報学部教授会規程第4条第3項に定める代行者。以下同じ。）が開始する。

(学部長適任候補者の資格及び選考者数)

第3条 学部長適任候補者は、社会情報学部の主担当を命ぜられた教授の中から3人を選考する。

(選考の方法)

第4条 学部長適任候補者の選考は、選挙により行う。

(選挙有資格者)

第5条 選挙資格を有する者は、社会情報学部の主担当を命ぜられた教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

(選挙管理委員会)

第6条 選挙に関する事務を管理するため、群馬大学社会情報学部長適任候補者選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、社会情報学部の主担当を命ぜられた准教授及び講師の中から、教授会において選出された3人の委員をもって組織する。

3 委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(選挙の成立要件)

第7条 選挙は、選挙資格を有する者の3分の2以上の投票がなければ成立しない。

(選 挙)

第8条 選挙は3人の連記による無記名投票とし、得票上位3人を当選者とする。

2 記載された人数が3人に満たない場合であっても有効票とする。

3 得票が同数である場合は、年齢の高い者を上位とする。

4 得票上位者が3人に満たない場合は、不足人数を再度の投票によって補う。

5 投票結果は、委員会が学部長に報告する。

(不在者投票)

第9条 やむを得ない理由により選挙日に投票できない者は、委員会の承認を得て、不在者投票を行うことができる。

2 不在者投票は、選挙の公示の日から選挙の日の前日までとする。

(学長への推薦)

第10条 学部長は、選挙の結果を参考に学部長適任者3人を決定し、学長に推薦する。

附 則

この裁定は、平成27年1月21日から施行する。